

# 日野平山台住宅バイク置き場使用規定

2022年（令和4年）4月17日版

日野平山台住宅管理組合法人

## 第1条 総則

共有敷地内の一部をバイク置き場とし、管理組合同規約によりこの規定を定める。

## 第2条 使用者の資格

バイク置き場を使用できる者は、当住宅に居住している者、およびその同居家族に限り、駐輪台数は原則として1住宅につき1台とする。

## 第3条 車種

駐輪できる車種は、原動機付自転車、電動機付の原動機付自転車、自動二輪車、電動機付の自動二輪車、およびハンドル付電動車椅子とする。

サイドカー付き等特殊な車種を除く。

以下、原動機付自転車、電動機付の原動機付自転車、自動二輪車、電動機付の自動二輪車、およびハンドル付電動車椅子をバイクという。

## 第4条 使用者の決定

申込者の数が、駐輪台数を越える場合には、抽選その他公正な方法により使用者を決定する。ただし、参加資格および抽選方法については別途細則によるものとする。

## 第5条 使用契約

バイク置き場の使用期限は1年とし、別紙賃貸借契約書により契約する。使用期限は毎年4月1日から3月31日までとする。

## 第6条 禁止行為

バイク置き場を使用する者は次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) バイク置き場を他の用途に使用すること
- (2) バイク置き場を損傷するような行為
- (3) 指定された場所以外にバイクを放置すること
- (4) バイク置き場の使用権を他人に譲渡または転貸すること
- (5) 住宅環境をみだす悪臭、騒音を発する行為
- (6) 他の使用者または居住者に迷惑をかけるような行為
- (7) バイク置き場の他のバイクを汚損または破損するおそれのある行為
- (8) 前各号のほか、管理上の必要により管理組合の禁止した行為

## 第7条 使用許可の取り消し

下記事項に掲げる行為をしたときは、バイク置き場の使用許可を取り消すものとし、バイク置き場賃貸借契約は理事会の決定に基づき解除されるものとする。

- (1) 第6条の各号に掲げる禁止行為をしたとき
- (2) 使用料を1回（3ヶ月分）滞納したとき
- (3) バイクを使用しなくなったとき、および転居したとき

## 第8条 損害賠償

バイク置き場における盗難およびバイク相互の接触または衝突、その他の人的事故によって生

じた損害ならびに天災地変その他不可抗力による損害については、管理組合は賠償の責を一切負わない。

故意または過失によってバイク置き場に損害をあたえたときは、その者は速やかに原状に回復したうえ、損害を賠償しなければならない。

#### 第9条 バイク置き場使用料

(1) バイク置き場使用料を以下のとおり定める。

原動機付自転車および自動二輪車

電動機付の原動機付自転車および自動二輪車

排気量	電動機出力	月額料金
50cc 以下	0.6kW 以下	300 円／台
50cc 超 125cc 以下	0.6kW 超 1.0kW 以下	500 円／台
125cc 超	1.0kW 超	700 円／台

ハンドル付電動車椅子 300 円／台

(2) 使用料は前納で 3 ヶ月分をまとめて徴収する。

(3) 月途中からの使用は、その日数に依らず 1 ヶ月分と見なし使用料を徴収する。

(4) バイク置き場の使用を中止する場合、前納されている使用料は返還されない。

#### 第10条 放置バイク等の処置

バイク置き場に規定の手続きによらず長期間放置されているバイク・自転車・その他の器物については、1 ヶ月以上の周知処置をとった後、管理組合が処分することができるものとする。

#### 第11条 規定の発効

本規定は 2022 年（令和 4 年）4 月 17 日から発効する。

日野平山台住宅バイク置き場等使用規定 2018 年（平成 30 年）4 月 15 日版は、これを廃止する。

改定記事

日付	改定内容	備考
1977年1月1日 (昭和52年)	「自転車置き場使用細則」として発行	発行
1982年4月25日 (昭和57年)	・使用料改定 バイク 50cc 未満 100円 → 500円 バイク 50cc 以上 100円 → 800円	通常総会
1987年4月19日 (昭和62年)	・使用料改定 バイク 50cc 未満 500円 → 600円 バイク 50cc 以上 800円 → 1,000円	通常総会
1999年4月18日 (平成11年)	・排気量区分改定 バイク 50cc 未満 → バイク 50cc 以下 バイク 50cc 以上 → バイク 50cc を超えるもの	通常総会
2000年4月16日 (平成12年)	・「駐輪場等使用規定」に内容および名称変更	通常総会
2006年4月16日 (平成18年)	・「バイク置き場使用規定」として「駐輪場等使用規定」と分離 ・排気量区分改定および使用料改定 排気量 50cc 以下 600円 排気量 50cc を超え 125cc 以下 1,000円 排気量 125cc を超えるもの 1,200円	通常総会
2017年4月16日 (平成29年)	・使用料改定を決議・即時発効（規定文書の改定は後日実施する） 排気量 50cc 以下 300円 排気量 50cc を超え 125cc 以下 500円 排気量 125cc を超えるもの 700円	通常総会
2018年4月15日 (平成30年)	・表題変更 ……バイク置き場等… → ……バイク置き場… ・第2条「使用者の資格」 文言追加・変更 …駐輪台数は1住宅につき1台以下とする。 → …駐輪台数は原則として1住宅につき1台とする。 ・第4条「使用申込および台帳登録」削除、以降繰り上げ ・第7条「管理シール発行」削除、以降繰り上げ ・新第9条1項「バイク置き場使用料」 使用料改定 排気量 50cc 以下 300円 排気量 50cc を超え 125cc 以下 500円 排気量 125cc を超えるもの 700円 ・第13条「経過処置」削除、以降の条項は繰り上げ ・第14条「改廃手続き」削除、以降の条項は繰り上げ ・新第11条「規定の発効」 誤字修正 発行 → 発効 発効日付更新	通常総会
2022年4月17日 (令和4年)	・第3条 車種 駐輪できる車種に電動機付の原動機付自転車、電動機付の自動二輪車、ハンドル付電動車椅子を追加 ・第9条 バイク置き場使用料 ハンドル付電動車椅子と電動機付の原動機付自転車および自動二輪車を追加 ハンドル付電動車椅子 300円 電動機出力 0.6kW 以下 300円 電動機出力 0.6kW 超 1.0kW 以下 500円 電動機出力 1.0kW 超 700円 ・第11条 発効日付更新	通常総会